

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第六章 各派農民組織の動向

## 第四節 日農(統一派)第四回大会の開催

一月第三回中委、四月県連代表者会議の後をうけて、統一派日農は七月二〇日東京硫労連会館において第四回全国大会を開催した。本大会は朝鮮事変の勃発にともなう政治経済情勢の急迫化、共産党幹部の追放、労働農民運動に対する政府の取締り強化等に対応して、全般的沈滞状態にある農民運動の新たな発足、日農の再編強化をはかるために開催されたもので、戦後五カ年の組織活動の経験にもとずき、その自己批判を通じて新しい運動方針が討議決定された。

## 大会の経過

午前一〇時半竹村常任司会者となり、議長に下坂、菊地、久保田の三氏が選任され、全労連金子健太氏、共産党鈴木市藏氏らの祝辞があつてのち代議員の資格審査結果の発表があり大会成立が宣せられた。

(代議員招集三〇三名中、三〇府縣一七二名、中央委員四六名出席)

ついで小原書記長より一九四九年度本部一般活動報告と会計報告がなされ承認。第一号試案本年一般活動方針について討議、広島縣連より反帝闘争強化の意見が提出され、新潟縣連等より観念的な反帝闘争の呼号は誤りであると反論、大分、広島、愛媛等代議員により活発な討論が行われ、ついに日農綱領改正案と同時に討議されることに決定。

山口常任説明の「日農綱領改正の件」は討議の結果、税金、土地の闘争を反帝闘争に結合することが重要であるとして二議案を可決した。また役員改選の結果中央委員会久保田豊、副委員長小原嘉、書記長下坂正英氏らが決定した。

## 決議

未曾有の深刻な危機が、日本の農村をおおいつつある。負担の限度を越えた大収奪に加うるに、肥料を始めとする独占価格は値上りし、その反面すべての農産物の値下りはひどい。農業の前途は暗く植民地的奴隷の暮しを現実のものとして見なければならなくなっている。

農民は立ち上って闘わなければならない。その決意に迫られている。この重大な時に当り、日農第四回大会は全農民大衆絶対の要請として左記決議をその実現のために闘わんとするものである。

## 一、土地問題について

1、土地取上げ反対、地租小作料の値上げ絶対反対。2、農地改革打切り反対、未懇地、採草地、山林の解放を含む改革の徹底断行。3、土地改良、災害復旧、開墾事業

の全額国庫負担による急速実施。4、軍用路、観光道路建設のための土地取上げ反対。

## 二、食糧問題について

1、官僚的供出制度の廃止。2、二五年度産米価最低八、〇〇〇円の保証。3、適正価格を保証する農産物政府責任買取制度の確立。4、早場米、超過供出報奨金の廃止反対。5、主食検査規格の緩和、検査制度を民主化せよ。6、主食のおしつけ輸入反対、食糧生産と貿易の自主制の確保。7、輸入食糧の補給金廃止とその食糧増産費用への転用。8、食管特別会計及び食糧配給公団の不正追求と主食中間経費の全額国庫負担。

## 三、税金問題について

1、天降り標準率、更正決定のおしつけ反対。2、税務官吏のファッショ化、脅迫的徴税反対。3、異議申請中の追徴金、加算税、延滞利子の免除。4、再審査中の差押、公売反対、生産資材の差押え反対。5、分割払、延納を認めよ、滞納税金の棒引、日農その他による団体交渉権を認めよ。7、農民には出来ない青色申告制を止めよ。8、地方税法改悪反対。9、所得四〇万円以下を免税とする高度累進課税一本の根本的税制改革の実現。

## 四、肥料、電力、貨物運賃について

1、農村に負担を転化する独占企業の再編成方式反対。2、肥料代値上げ反対、肥料資金を無利子で貸出せ。3、電気料の値上げ反対、灌排水用電力料金の全額国庫負担。4、農事用電力の削減反対、料金の値下げ。5、農林、林産物貨物運賃の値下げ。

## 五、農業協同組合、農業共済組合について

1、農協事業の発展を阻害する諸法規の撤廃。2、農協共済組合ボスの不正腐敗の摘発と責任の追求。3、ボスの手による天降りの連合会の統合反対。4、農協及び連合会の徹底的、民主的改革。5、農業共済組合の掛金及び事務費の全額国庫負担。

### 日農一般活動方針

一、われわれはそのすべての闘争を新綱領に向って高め、その実現を目的とするものでなくてはならない。日本農業が自主的存立の立場を失い、平和的發展が否定されているため、農民の窮追が深刻になり、さらに日本民族の危機に際会しているのであるから、農村の植民地的編成に反対して、日本民族の独立、そして平和の確立を期さなくてはならない。農村における半封建的關係はなお存在している。これに対する闘争は、それ自体が主要な闘争であり、そしてそれは封建的な部落秩序を崩して、貧農を戦闘的に立ち上らせ、中農と結び、全農民を正しく統一して民族独立と平和の闘争に立たせるための積極的意義をもっている。そして労働階級との同盟によって、農業の発展を阻害する独占資本の収奪を排さなくてはならない。

一、かくて日農の組織は貧農を先頭として全農民をその対象とする。これはこれまでもそう規定されてはいたが、とくに日農の新しい活動内容から理解すべきである。

一、日農の現状は全国的に弱体化している。支部組織が名目だけのものになり、縣連機関の解体状態のところもあり、組合選出の公職者を多く無活動ないし腐敗させている。この原因は戦後の日農が温室的條件のもとで成長し、その闘争を甘やかしていたこ

とに求められる。すなわち、四七年初頭頃までの日農の組織と闘争は国家権力の荒々しい本質に対決することなしに発展して来た。これは権力に対する甘い評価をうみ、農業の社会主義的芽ばえについての幻想をつくり、ために旧綱領を不十分なものにし、組合から送った公職者を国家機構のなかでつぎつぎと腐敗させた。それはまた、農民組織と闘争を困難なものとして理解せず、日農に怠慢をもたらし、その能力を向上させなかった。日農組織の多くは結成されて、第一回農地委員選挙までは活動したが、その後の組合活動はないまま放置されているという実状にある。

この状況を具体的にみず、指導能力の検討を行わず、単に日農の現状から、しばしば日農の組織と活動を軽視ないし否定する見解がとられていたことは反省すべきである。

一、農民の闘争が不断のものであり、そして部落の封建的秩序に対抗して、貧農を先頭とした日常社会生活を編成する活動が含まれることから、その組織は恒常的なものであり、しかも全国的に共通の要求と敵をもつことから、ここに日農がその存在を主張する根拠がある。

農民生活の基底が部落にある以上、部落の結合が日農の出発点である。さらに今後の闘争が苛烈になり、そのため農民闘争の武器が従来の大衆的抗議やデモによるばかりでなく、労働者におけるストライキの如き手段をとるためにも、部落を基礎とした強固な結合が必須の条件である。

この点からも、またとくに青年の組織化が重視されなくてはならない。こうした観点から、日農組織の再編成が急速かつ強力に進められる。

一、新しい綱領のもとにおける活動内容と組織に於て、当面する活動目標は次の如きものである。

日本労働年鑑 第24集 1952年版  
発行 1951年10月30日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 時事通信社  
2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---